

区等の事業・会計年度の変更に関する手引き

平成30年10月

伊 那 市

目 次

1	はじめに	1
2	アンケート結果	1
3	アンケート結果のまとめ及び方針	2
4	年度の移行に係る調整事項等	3
	(1) 移行年度の決定について	3
	(2) 移行前年の役員体制等について	3
	① 役員体制	3
	② 予算編成	3
	③ 事業計画	3
	(3) 区規約の変更について	3
	① 区規約の変更	3
	② 規約の変更に伴う届出（認可地縁団体のみ）	5
	(4) 下部組織及び関係団体の年度の移行について	6
5	その他の調整事項	6
	(1) 認可地縁団体の法人税の申告について	6
	(2) 伊那市区長会・町総代会の開催について	6
	(3) 3月から4月に開催される行事等への出席者について	6
	(4) 役員任期が2年となっている役職の取り扱いについて	6
	(5) その他	6

1 はじめに

現在、区等の自治組織における事業・会計年度は、1月から12月までの1年間となっています。一方で、市の事業年度は4月から翌年3月までであります。これにより区等の運営に影響があるため統一が必要ではないかという声が寄せられています。また、区の役員の中でも、交通安全協会や保健委員、地区社協、PTAなどの任期は、4月から翌年3月までとなっており、区の中の役員においても任期が異なっており、紛らわしいといった意見もあります。

そこで、市では区の実業・会計年度と行政年度の統一について検討する上での参考として、平成27年と平成28年の区長等の皆さんにご協力をいただき、アンケート調査を行いました。アンケートの結果を受け、市の方針を定め、各区等へ統一に向けた検討を依頼しました。

2 アンケート結果

回答状況

	H28	H22(参考)
対象者数	188	89
回答数	147	70
回答率	78.2%	78.7%

(1) 区の実業・会計年度を4月1日から翌年3月31日までに変更することについて

- ①変更した方がよい 68件(46.2%) 【H22:41.4%】
- ②現在のままがよい 47件(32.0%) 【H22:37.1%】
- ③どちらでもよい 32件(21.8%) 【H22:21.4%】

(2) (1)で「①変更した方がよい」を選択した方のうち、変更のスケジュールについて

- ①1回で変更した方がよい 53件(77.9%)
- ②複数年かけて変更した方がよい 14件(20.6%)
- ③その他 1件(1.5%)

(3) 行政主導で開始年度を4月1日に移行することをお願いした場合について

- ①可能 121件(82.3%) 【H22:67.1%】
- ②不可能 17件(11.6%) 【H22:25.7%】
- 未回答 9件(6.1%) 【H22:7.2%】

(4) 移行する場合の実施時期について

①平成31年4月から	75件(51.0%)
②平成32年4月以降から	26件(17.7%)
③その他	21件(14.3%)
未回答	25件(17.0%)

3 アンケート結果のまとめ及び方針

区の事業・会計年度と行政年度との統一について、前回(H22)の調査に比べ、統一する意向が強くなっています。安協等の任期と他の役員の任期とがずれていることなどにより、自治会運営がやりにくいという意見も増えています。こうした状況を鑑み、次のとおり、年度の統一に向けて取り組みます。

《市の方針》

- 全ての地区で、区の事業・会計年度と行政年度との統一に向けた検討をお願いしたい。
- 行政年度に移行する時期は、平成32年4月を目途に調整をお願いしたい(それ以前でも可)。
- 移行に当たっての課題は、随時地域創造課と調整する。

4 年度の移行に係る調整事項等

(1) 移行年度の決定について

各地区の区長会などの関係する団体の運営を踏まえ、移行年度については、各地区で統一したスケジュールで移行することが望ましいと考えられます。

- ①平成32年4月から移行
- ②平成31年4月から移行
- ③平成30年4月から移行

(2) 移行前年の役員体制等について

移行する前年は、事業・会計年度を15か月とすることが考えられます。この場合、役員体制（報酬等の額）や予算、事業計画を15か月で計画します。

※移行前年を12か月と3か月に分割する方法や複数年かけて移行する方法も考えられます。その場合には、それぞれの期間に応じた予算や事業計画を立てます。

①役員体制

ア) 平成32年4月から変更する場合

①平成31年の事業・会計年度をH31.1.1～H32.3.31の15か月とする。

②平成31年の事業・会計年度をH31.1.1～H31.12.31の12か月とH32.1.1～H32.3.31の3か月とにする。

イ) 平成31年4月から変更する場合

①平成30年の事業・会計年度をH30.1.1～H31.3.31の15か月とする。

②平成30年の事業・会計年度をH30.1.1～H30.12.31の12か月とH31.1.1～H31.3.31の3か月とにする。

②予算編成

移行前年の事業・会計年度を15か月とする場合、予算についても15か月分の予算を編成することになります。歳出については、翌年の1月から3月に必要となる経費も予算計上するとともに、歳入については、1月から3月までの必要経費に充てる財源（積立金を崩す、3か月分の区費を徴収する等）を検討し計上します。

移行前年の事業・会計年度を12か月と3か月に分割する場合、予算は、通常の12か月の予算を編成し、その後、3か月の予算を編成します。

③事業計画

移行前年の事業計画は、事業・会計年度を15か月とする場合、1月1日から翌年3月31日までの15か月の事業計画を策定します。1月から3月の行事等は、2回分を計画することになります。事業・会計年度を12か月と3か月に分割する場合、通常の12か月の事業計画と3か月の事業計画をそれぞれ策定します。

(3) 区規約の変更について

①区規約の変更

区規約には、通常、役員の任期、総会、会計年度を定めた条項があります。現在の規約では、会計年度を「1月1日から12月31日まで」、役員任期を「1年」、総会の開催時期を「1月と12月」と定めている場合が多いと思います。この条項を変更する方法として、次の2つの方法が考えられます。

ア) 順を追って規約を変更する場合

移行年度の前年度に、会計年度を「1月1日から翌年3月31日まで」、役員任期を「1年3か月」、総会の開催時期を「1月と翌年3月」に変更し、さらに移行年度中に、会計年度を「4月1日から翌年3月31日まで」、役員任期を「1年」、総会の開催時期を「4月と翌年3月」に変更します。

《平成32年4月から移行する場合の参考例》

- ①平成30年12月31日までに、任期を「1年3か月」に、総会の開催を「1月及び翌年3月」に、会計年度を「1月1日から翌年3月31日まで」にそれぞれ変更します。

〇〇区 規約

・・(略)・・

(役員の任期)

第〇条 役員の任期は1年3か月とする。

(総会)

第◇条 総会は、1月及び翌年3月に開催する。

(会計年度)

第〇条 本区の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

・・(略)・・

附 則 (平成〇年〇月〇日) ※平成30年12月31日以前の日
この規約は、平成31年1月1日から施行する。

- ②平成32年3月31日までに、任期を「1年」に、総会の開催を「4月及び翌年3月」に、会計年度を「4月1日から翌年3月31日まで」にそれぞれ変更します。

〇〇区 規約

・・(略)・・

(役員の任期)

第〇条 役員の任期は1年とする。

(総会)

第◇条 総会は、4月及び翌年3月に開催する。

(会計年度)

第〇条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

・・(略)・・

附 則 (平成〇年〇月〇日) ※平成30年12月31日以前の日
この規約は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成◇年◇月◇日) ※平成32年3月31日以前の日
この規約は、平成32年4月1日から施行する。

イ) 附則で経過措置を定めることにより1回で変更する場合

移行年度の前年度中に、会計年度を「4月1日から翌年3月31日まで」、総会の開催時期を「4月と翌年3月」に変更し、さらに、附則で移行年度中の読み替えを定めます。

《平成32年4月から移行する場合の参考例》

- ①平成30年12月31日までに、会計年度を「4月1日から翌年3月31日まで」、総会の開催時期を「4月と翌年3月」に変更し、附則で会計年度と総会の開催時期及び役員任期について、移行年度中の経過措置を定めます。

〇〇区 規約

・・(略)・・

(役員任期)

第〇条 役員任期は1年とする。

(総会)

第◇条 総会は、4月及び翌年3月に開催する。

(会計年度)

第〇条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

・・(略)・・

附 則 (平成〇年〇月〇日) ※平成30年12月31日以前の日
(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年1月1日から施行する。
(会計年度の移行に伴う経過措置)
- 2 平成31年1月1日から平成32年3月31日までは、第〇条中「1年」とあるのは「1年3か月」と、第◇条中、「4月」とあるのは「1月」と、第〇条中「毎年4月1日」とあるのは「1月1日」とする。

※任期が複数年にわたる役職等を規定している場合など、参考例にないケースは担当までご相談ください。

②規約の変更に伴う届出(認可地縁団体のみ)

認可地縁団体は、規約に変更が生じた場合、変更の手続きが必要になります。必要書類を整えて市役所総務課庶務係で手続きをお願いします。

《届出に必要な書類》

- 規約変更認可申請書(様式4)
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
(改正前/改正後/その理由 を表に記したもの等)
- 規約変更を総会で決議したことを証する書類(会議録の写し)

※規約変更認可申請については、総会等で規約の変更の議決がされたところで、速やかに(規約の施行日より前に)申請書をご提出ください。

(4) 下部組織及び関係団体の年度の移行について

①下部組織（町、常会、組、班等）の年度の移行

区等の年度の移行に合わせて、町、常会、組、班などの事業・会計年度も変更します。特に役員選出については、移行前年に役員任期が変わるため、早めに対応を検討します。

②関係団体の年度の移行

区等から役員を選出している団体（衛生自治会、地区社会福祉協議会など）についても、事業・会計年度の移行について、構成する他の区等と検討をお願いします。市に事務局がない団体（神社等）については、団体ごとに調整をお願いします。

5 その他の調整事項

(1) 認可地縁団体の法人税の申告について

認可地縁団体のうち法人税の申告が必要な団体は、移行年度中の決算を15か月で行わず、1月から12月までの12か月と1月から3月までの3か月を分けた決算を行い、それぞれ2か月以内に法人税の申告を行ってください。15か月の決算では、法人税の申告ができませんのでご注意ください。

(2) 伊那市区長会・町総代会の開催について

伊那市区長会・町総代会を毎年12月と1月に開催していますが、年度の移行にあたり、平成31年12月の会議は平成32年3月に、平成32年1月の会議は平成32年4月に開催し、以降は毎年3月と4月に開催する予定です。

(3) 3月から4月に開催される行事等への出席者について

新年度が4月から始まることに伴い、役員の引継ぎは3月中旬までに行われることと思います。その場合の卒業式等の行事への出席者について、新旧どちらの役員が出席するかといったことも決めておくことが必要です。

(4) 役員任期が2年となっている役職の取り扱いについて

区等から役員を選出している団体の中で、任期が2年となっている場合は、団体内でよく協議し、移行時の任期を2年3ヶ月にするなど、早めに移行について検討をお願いします。

(5) その他

本手引きの内容に関する問い合わせ、また、年度の移行に関する不明な点等がございましたら、下記担当まで御連絡をお願いします。

伊那市役所 企画部 地域創造課

(課長) 下平 明彦 (担当) 飯島 勝

電 話：0265-78-4111 (内線2251)

F A X：0265-74-1250

e-mail：jkz@inacity.jp